

令和3年第6回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 令和3年5月26日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和3年5月31日 午前10時00分
4. 議員総数 12名
5. 出席議員数 12名
 - 1番 吉澤光雄
 - 2番 松澤千代子
 - 3番 山寺はる美
 - 4番 瀬戸純
 - 5番 矢ヶ崎紀男
 - 6番 津谷彰
 - 7番 池田睦雄
 - 8番 樋口博美
 - 9番 舟橋秀仁
 - 10番 小澤睦美
 - 11番 向山光
 - 12番 岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度辰野町一般会計補正予算(第17号)
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度辰野町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

- 令和 2 年度町立辰野病院事業会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 10 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 2 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 11 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 日程第 12 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町税条例及び辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 令和 3 年度辰野町一般会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 16 議案第 14 号 令和 3 年度辰野町上水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 2 年度公園施設長寿命化対策工事(町民体育館)請負契約の変更について
- 日程第 18 議案第 16 号 債権の放棄について
- 日程第 19 議案第 17 号 監査委員の選任について
- 日程第 20 議案第 18 号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 21 報告第 1 号 (1)令和 2 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第 2 号 (2)令和 2 年度辰野町下水道事業会計予算繰越計算書
報告第 3 号 (3)令和 2 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和 3 年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について
- 日程第 22 請願・陳情等について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹	住民税務課長	三 浦 秀 治
保健福祉課長	竹 村 智 博	産業振興課長	赤 羽 裕 治

事業者緊急支援担当課長 岡田圭助 建設水道課長 宮原利明
会計管理者 中村京子 こども課長 小澤靖一
生涯学習課長 西原 功 辰野病院事務長 今福孝枝

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑原高広
議会事務局庶務係専門員 有賀智美

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第3番 山寺はる美
議席第4番 瀬戸 純

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回6月辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが、文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧ください。

続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。なお報道関係者より写真撮影の許可の申し込みがありましたが、議事進行に差し支えない範囲でこれを許可いたしたいと思っております。第6回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町長

皆さん、おはようございます。本日ここに第6回辰野町議会6月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には、時節柄大変お忙しいところご出席を賜り感謝を申し上げます。

さて新型コロナウイルスの感染拡大は歯止めがかからず、5月21日には県内の感染警戒レベルが4に引き上げられましたが、町内でも新規陽性者がたびたび確認される緊迫した状態が続いております。収束の鍵となる65歳以上の方のワクチン接種は、近隣市町村に比べ高齢化率が高い一方で開業医が少ない不利な状況の中、対応に苦慮してまいりましたが、5月30日現在で18パーセントの方の初回接種と3パーセント

の方の2回目の接種が終わりました。今後県に要請している医師等の派遣や町内医療機関のご協力により接種会場を増やし、接種枠を拡大し7月末までに65歳以上の方の2回目接種を完了する予定であります。

経済への影響では個人消費や輸出、企業の設備投資が大きく落ち込み、内閣府が18日に発表した昨年度の国内総生産GDPは実質伸び率マイナス4.6パーセントと、リーマンショックが起きた2008年度のマイナス3.6パーセントを超えて、1995年度以降最大の下落となりました。町の財政についても、昨年度は経費節減の徹底等により財政調整基金を取り崩すことなく運営できましたが、当年度は更なる歳入の落ち込みも予想され緊急対応のための財源確保も必要ですので、例年以上の経費節減、効率的な行政運営に努めてまいります。

6月12日から第73回辰野ほたる祭りが開幕しますが、今回は「おうちでほたる祭り」を合言葉に、感染予防に配慮し内容を大きく変更して開催することとなりました。例年行っているイベントや歩行者天国等は行わず「じもとイチ」と題した地元飲食店等による持ち帰り限定の販売を役場駐車場で行います。ほたる鑑賞については6月中は夜間立入禁止とし、お祭り期間に合わせ町内在住・通勤・通学の方に限定した鑑賞期間を設けることといたしました。来年こそは町内外の皆様が集う賑やかなお祭りが開催できるように切に願うところであります。

さて5箇月後には町長選を迎えます。ここで来たる秋の町長選に対する現在の思いを述べさせていただきます。町長就任以降、実に多くの皆さんから叱咤激励をお寄せいただき、特に温かい励ましやご指導、ご協力があって町長職を務めさせていただいております。本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。任期の前半は公約実現のため様々な事業に取り組んでまいりましたが、任期の後半となる2年前より全世界が新型コロナウイルスの感染拡大により世の中は一変してしまいました。不安と恐怖、世の中の混乱は今もなお続いております。そこで今、政策上一番重要視しているのがコロナ対策であります。コロナ収束に向け今、進行中のワクチン接種を着実にやっていくこと、併せて感染防止対策を徹底していくこと、その責任が私にはあります。不安のない平穏な日常が戻るその日まで、全力で頑張らねばならないと思っております。そしてコロナが収束した後も、大きな影響を受けている業界や企業の再建・支援策も考え実行していかななくてはなりません。更にコロナの影響による世の中の沈滞ムードを打破し、子どもからお年寄りまで将来に夢と希望が持てること、それも町長の仕事

だと思っております。今まさに人口 19,000 人を割り込もうとしている辰野町、人口減少問題や少子高齢化、公共施設の老朽化対策など課題は山積しております。新型コロナウイルスの感染拡大を受け急速に進むデジタル化やテレワーク、地方移住など新たな生活様式や人々の価値観の変化などへの対応も求められております。いまだ解決できていない板沢地区最終処分場建設問題をはじめ辰野病院の経営健全化への取り組みも道半ばであります。また太陽光発電施設建設をめぐる自然環境・景観を守る新たな問題も出てきました。川島小学校の存廃問題については、4月の総合教育会議で、私案の撤回と学校の存続は断念せざるを得ないとの考えを表明させていただきました。コロナ禍の今、教育の安定が求められていることや3年間の挑戦の結果などを踏まえ熟考した末に決断いたしました。今後、教育委員会と一緒に保護者等関係者とも丁寧話し合い、川島小学校のこれからについて考えてまいりたいと思います。次から次へと新たな課題・問題が発生しておりますが、私は決して逃げ出さず町民皆さんのお力もお借りして、夢と希望のもてるまちづくりを積極果敢に展開してまいりたいと考えています。そして先日、武居保男後援会の役員総会におきまして2期目に向けてご推挙をいただきました。私も勇気をもって邁進していく覚悟を決め決意を固めました。全身全霊を傾け、粉骨砕身の精神で再び町長として町政運営を担わせていただきたいと思います。再選を目指して立候補することをここに表明いたします。ご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます議案は、専決処分関係で令和2年度補正予算9件と、条例の一部改正2件、加えて条例の一部改正1件、令和3年度補正予算2件、請負契約の変更、債権の放棄それぞれ各1件、人事案件2件の合わせて18議案であります。また、報告事項といたしまして、令和2年度一般会計繰越明許費繰越計算書など3件があります。なお最終日に令和3年度一般会計補正予算（第6号）、公園施設長寿命化対策工事請負契約の締結についての2件を追加議案として提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。提案時、それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決、同意くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席3番、山寺はる美議員、

議席 4 番、瀬戸純議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、舟橋秀仁議員。

○議会運営委員長（舟橋）

皆さんおはようございます。去る 5 月 26 日に議会運営委員会を開催し、令和 3 年第 6 回辰野町議会 6 月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしましたのでその結果について報告いたします。5 月 26 日辰野町告示第 14 号によって辰野町長より 6 月定例会を 5 月 31 日に招集する旨の告示を受け、委員全員、正副議長同席の下、6 月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全員一致にて決定いたしました。会期日程案、並びに協議内容の詳細につきましては議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決めるにご異議ありませんか。

（議 場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日迄の 17 日間と決定いたしました。

日程第 3、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 17 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 17 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、町税、地方交付税等の歳入、各事業の事業費確定に伴う財源組み換え、不用額の整理、町債、基金繰入金の調整等によるもので、

補正総額 4 億 3,784 万 9,000 円の減額、予算総額は 118 億 7,188 万 9,000 円となる専決補正予算であります。以下、その大要を申し上げますと、歳入につきましては、町税、地方消費税交付金、地方特例交付税、地方交付税等の追加、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債等の減額であります。歳出につきましては、総務費では、地域振興基金、財政調整基金等への積立金の追加、くらしの資金特例貸付の貸付金から補助金への組み換え、地域おこし協力隊起業支援、上伊那広域連合負担金など各事業の不用額の整理が主なものです。民生費では、障がい者自立支援給付費事業の事業費確定による追加、福祉医療費給付金、会計年度任用職員報酬等の不用額の整理が主なものであります。衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る経費の追加、ごみ処理に関する上伊那広域連合負担金、湖北行政組合負担金等の不用額の整理が主なものです。農林水産業費では、森林環境譲与税積立金の追加、国庫補助土地改良事業に係る工事負担金、地域農業基盤確立農業構造改善事業の工事請負費、地域おこし協力隊報酬等に係る報償金の不用額の整理が主なものです。商工費では、商工業振興資金利子補給及び保証料、商工業誘致及び振興補助金、町合宿等補助金の不用額の整理が主なものです。土木費では、町営住宅整備基金積立金の追加、社会資本整備総合交付金事業の国庫補助減額による工事請負費、町道舗装工事、除雪委託料等の不用額の整理が主なものです。消防費では消防事業に係る上伊那広域連合負担金、退職消防団員報償等の不用額の整理が主なものです。教育費では町民会館等の光熱水費、会計年度任用職員及び地域おこし協力隊報酬、ICT 機器リース料等の不用額の整理が主なものです。災害復旧費では林道施設等復旧工事、道路河川復旧工事、原材料費の不用額の整理等であります。公債費では地方債の償還に係る元金、利子償還金の不用額の整理です。経費等の削減に努めた結果、財政調基金については取り崩すことなく、新型コロナウイルス感染症対策や将来の事業に備え増収分の一部を積み立てることとしました。また繰越明許費ですが、各事業の補助金の確定時期または適正工事期間の関係等により、年度内の完了が困難であるため翌年度へ繰り越すものでございます。今回、学校施設環境改善交付金事業等 15 件、8 億 8,836 万 2,000 円を追加しました。地方債補正ですが、各事業について事業費が確定したことにより金額を変更しました。以上のとおり補正予算の大要を申し上げますが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉澤（1番）

歳出について、7点ほど質問をします。ページ順にしますのでよろしくお願いいたします。46ページ、29 地方創生臨時交付金事業、18 負担金、くらしの資金特例貸付原資補助金が186万増額補正になっていますがくらしの資金自体の貸付状況、わかる範囲で教えていただきたいと思います。また償還・返済状況も併せてお願いします。次に50ページ、0300 事業、失礼、0320 事業、老人福祉事務費の繰出金1,060万円不用減額になっていますがこの中身を教えてください。次に51ページ、0371 保育園運営事務費、01 報酬、会計年度任用職員報酬が3,160万円減額となっていますがこの理由を教えてください。52ページ、0403 事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の職員手当560万8,000円増額になってますが増額の理由を教えてください。63ページ、0807 事業、道路新設改良事業の不用額、全体として当初予算の4分の1ほど920万円の減額になっていますがこの減額理由を教えてください。64ページ、河川費、失礼、64ページの0809 事業、道路舗装事業、やはり990万円約当初予算の3分の1の減額補正となっていますけれどもこの理由を教えてください。最後ですが72ページ、1089 事業、たつの未来館運営事業の、01 報酬、地域おこし協力隊報酬が336万円減額になっていますが、ほぼ1名の1年間の報酬額に匹敵するかと思いますがこの減額理由を教えてください。以上です。

○保健福祉課長

ただいまのご質問にお答えいたします。まず46ページのくらしの資金小口資金の特例貸付原資補助金でございますが、貸付状況でございますけれども約20名の貸付となっております。それと50ページ老人福祉事務繰出金の詳細でございます。こちらにつきましては介護保険への繰出金でございます。介護保険の特別会計のうち総務費など不用減額に伴いまして減額するものでございます。以上でございます。

○こども課長

それでは51ページの0371、保育園運営事務のうちの報酬の減額について説明させていただきます。この報酬の対象となりますのは、保育士あるいは給食調理員が対象となっております。保育士につきましては正規職員の産前産後休暇あるいは育児休業の代替職員を見込んで予算を立てておりましたが、実際には該当する職員が少な

ったために減になっております。更に会計年度任用職員につきましては、勤務体系等様々な時間等がありまして、いろいろの勤務体系に対応できるように予算の幅を少し大きめにとってまいりました。実際には人材確保に苦慮いたしまして保育基準は達成しておりますけれども、実績により減額としたものでございます。以上です。

○保健福祉課長

続きまして52ページ、新型コロナウイルスワクチン接種の中の職員手当等でございますが、こちらはワクチン対策室の職員だけではなくて、辰野病院の集団接種会場に従事する職員の休日の時間外手当でございます。以上です。

○建設水道課長

63ページの0807の道路新設改良事業、それから64ページの0809の道路舗装事業の工事請負費が主に減額になってると思いますが、昨年の5月にですね令和2年度実施予定の事業の見直しについてということで全協に凶っている問題があります。その中でコロナ禍の中で町民税等大幅な収入の減が予想されるということがありましたので、先送りができるものを探しながら地元の区長さんと十分協議した中で、1年先送りということで実施したものが主なものでございます。以上です。

○生涯学習課長

はい。たつの未来館運営事業の報酬費の関係でございますが、地域おこし協力隊の当初ですね3名を予定しておりました。しかし継続の方1名そして新規の方、途中で1名というような形になりましたので、約1.5人分の報酬費が減額となっております。以上でございます。

○議 長

そのほかありませんか。

○向 山 (11 番)

2点お伺いしたいと思います。1点は歳入の26ページのごみ処理手数料が634万9,000円の増額になっております。これに対して55ページになりますけれども、塵芥処理事業の負担金、補助金及び交付金の負担金が1,500万減額になっていますがこの関係についてお聞きしたい。2点目ですが58ページになります。林業事業の報償費、二ホンジカ(メス)捕獲報奨金等不用減額276万円となっておりますけれども、この概要についてお聞きしたいと思います。以上2点です。よろしくお願ひいたします。

○住民税務課長

衛生手数料のごみ処理手数料の増加でございますけれども、こちらにつきましては昨年度コロナウイルス感染症によりまして、ごみ袋の買いだめがですね多く行われたということが、証紙の大幅な販売の増につながっているものでございます。歳出の方でございますけれども、こちらにつきましては広域連合の負担金につきまして運営維持管理業務委託料が減になったこと、また人件費が減になったことそして熱処理の売電収入が増加になったこと、また前年度繰越金が増となったことそして先ほどの証紙の売り上げが上がったということから、負担金が減となっているものでございます。以上であります。

○産業振興課長

はい。それでは58ページの林業事業、報償費の中の二ホンジカ（メス）報奨金等不用減額ということでございます。こちらの不用分でございますけれども、二ホンジカ以外にですねサルですとかイノシシ等も捕獲の報奨対象となっているわけでございますけれども、そちらについて捕獲頭数が大きく減ったという部分で減らしてございます。特にイノシシにつきましてはブタ熱等の感染が拡大する中で捕獲頭数が大幅に減っております。そういう部分も含める中で減額を不用減額とさせていただいてるところであります。以上です。

○議 長

ありませんか。

○瀬 戸（4番）

69ページの教育費の学童クラブ事務の報酬なんですけれども、500万円減額となっておりますが昨年度本当にコロナ禍の中で、学童保育の先生たち頑張っておられてきていると思うんですけれども、この500万円の不用減額の内容をお聞かせください。

○こども課長

はい。当初予算では17名の支援員を予定しておりましたが、実績では16人ということでございます。特に辰野西学童につきましては利用者数がかなり増えておられて、更なる人員確保を図っていたわけでありまして、なかなか支援員さんの確保に苦慮いたしまして実績でこのように減額をいたしました。以上です。

○議 長

ありませんか。質疑、討論を終結いたします。これより、議案第1号、専決処分承認を求めることについて、専決第1号、令和2年度辰野町一般会計補正予算（第17

号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、令和2年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

令和2年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)について、提案理由をご説明申し上げます。1ページ目をご覧ください。収益的収入及び支出でございます。上水道事業収入支出の予算の総額を収入支出それぞれ4億2,825万7,000円とすると記載してありますが、総額の変更はございません。3ページ目をご覧ください。上水道事業費用、営業費用の原水及び浄水費の委託料を240万8,000円不用、配水及び給水費の修繕費300万円を不用とするものでございます。資産減耗費につきまして固定資産調査によって本年度確定しました固定資産除却費に不足が生じるため240万8,000円を追加しました。消費税及び地方消費税の確定によりまして不足が300万円ありましたのでそれを追加しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、専決第2号、令和2年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決しまし

た。日程第5、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、専決第3号、令和2年度辰野町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

令和2年度辰野町下水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出です。下水道事業収入支出予算の総額を収入支出それぞれ9億8,245万8,000円とすると記載してありますが、総額の変更はございません。歳出について説明します。3ページをご覧ください。1の営業費用の45、固定資産除却費1,002万円の不用から2の営業外費用、49企業債利息63万円の不用とするものでございます。消費税及び地方税消費税の納付額確定により、53消費税及び地方税消費税1,060万円を追加し、特例的予算科目別消費税控除のため未計上でありましたその他営業費用（その他雑支出）ということで5万円追加するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、専決第3号、令和2年度辰野町下水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議 場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。日程第6、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第4号、令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳

出それぞれ1億9,598万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,649万4,000円とするものです。内容につきまして7ページをご覧ください。はじめに歳入です。収納額が確定となりました国民健康保険税のうち、一般被保険者分について2,580万4,000円を減額し、退職者被保険者分について20万8,000円減額するものがございます。9ページをご覧ください。国庫支出金ですが国庫補助金の交付額確定により181万2,000円を増額するものです。10ページをご覧ください。県支出金ですが県補助金の交付額確定により、普通交付金及び特別交付金合わせて1億7,832万2,000円を減額するものです。12ページをご覧ください。繰入金ですが町の一般会計からの繰入金額の確定に伴い一般会計繰入金を140万円減額し、基金繰入金を600万円とするものです。13ページをご覧ください。諸収入ですが延滞金加算金及び過料として125万円を増額し、雑入として68万3,000円を増額します。どちらも金額の確定によるものがございます。次に歳出です。14ページをご覧ください。総務費のうち一般管理費及び賦課徴収費について不用減額するものです。15ページをご覧ください。保険給付費のうち療養諸費について一般被保険者療養給付費を1億5,785万円、退職被保険者等療養給付費を9万9,000円、一般被保険者療養費を140万円、退職被保険者等療養費を9万9,000円それぞれ減額するものです。16ページをご覧ください。高額療養費について一般被保険者高額療養費を2,730万円、退職被保険者等高額療養費を9万9,000円、一般被保険者高額介護合算療養費を9万9,000円それぞれ減額するものです。次に葬祭費諸費につきまして支給対象者の確定により95万円を減額するものです。17ページをご覧ください。出産育児諸費について出産育児一時金対象者の確定により210万円減額し、傷病手当金については49万9,000円を減額するものです。18ページをご覧ください。国民健康保険事業費納付金については財源組替でございます。19ページをご覧ください。保険事業費のうち特定健診事業費を195万円、保健衛生普及費を79万8,000円、疾病予防費を162万円それぞれ減額するものです。21ページをご覧ください。基金積立金ですが基金利子分2万円を国保支出準備基金に積み立てるものです。22ページをご覧ください。諸支出金について償還金及び還付加算金を93万3,000円減額し、繰出金では直営診療施設勘定繰出金として辰野病院繰出金を688万円増額するものです。23ページをご覧ください。予備費を619万5,000円減額するものです。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。日程第7、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、令和2年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第5号、令和2年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ460万円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。はじめに歳入についてですが、診療収入の確定により第一診療所診療収入につきましては61万5,000円を、川島診療所診療収入につきましては16万3,000円をそれぞれ減額するものです。7ページをご覧ください。諸収入のうち雑入を4,000円減額するものです。8ページをご覧ください。繰越金について14万2,000円の増額となりました。次に歳出につきまして9ページをご覧ください。総務費では施設管理費のうち第一診療所施設管理費を20万円、川島診療所施設管理費を5万円それぞれ不用減額するものです。医業費は第一診療所分を10万円、川島診療所分を29万円それぞれ不用減額するものです。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、令和2年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。日程第8、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、専決第6号、令和2年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第6号、令和2年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ692万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億739万3,000円とするものです。内容につきまして6ページをご覧ください。はじめに歳入についてです。後期高齢者医療保険料のうち特別徴収保険料の現年度分の実績により200万円、普通徴収保険料のうち現年度分を474万5,000円減額するものです。7ページをご覧ください。諸収入については保険料還付金を17万8,000円減額するものです。次は歳出についてです。8ページをご覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金のうち後期高齢者医療徴収費の負担金保険料納付金を600万円、利子及び割引料を17万8,000円それぞれ不用減額とするものです。9ページをご覧ください。予備費について74万5,000円減額するものです。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第6号、専決処分の承認を求めるこ

とについて、専決第6号、令和2年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議 場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。日程第9、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、令和2年度町立辰野病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第7号、令和2年度町立辰野病院事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入につきまして1,844万4,000円を加え、総額を21億7,155万3,000円とするものでございます。対する費用につきましては3,863万7,000円を加え、22億8,421万3,000円とするものでございます。2ページの方になりますが資本的収入の方です。企業債の減額等もありまして総額を127万5,000円減額し、総額を6,490万2,000円とするものでございます。対する支出につきましては79万1,000円を追加し、総額2億3,838万9,000円とするものでございます。内容につきまして8ページをご覧ください。まず入院収益の方につきましては、コロナの影響がありまして減額となりまして、323万8,000円の減額となりました。補助金につきましては国庫補助金、県の補助金等ありますが収益的収入と資本的収入に分かれておりますので、若干わかりづらい部分がありますが、ちょっとご説明したいと思います。最初にインフルエンザ体制確保の補助金これ今回新規のものですが、2,176万7,000円それから国保の特別調整交付金これ先ほど国民健康保険会計の方で繰出金とありましたが、国民健康保険会計を数字での補助金となります。あと新型コロナ補助金の420万円の減額については資本的収入の方への振り替えとなります。もう一つの方の1万5,000円については額の確定によるものでございます。9ページをご覧ください。材料費の薬品費について3,346万5,000円の増額ですが、これは大変高額な注射薬を使用している患者さんがおりまして、そのその分の増額によるものです。続きまして一時借入金の利息です。これは27万7,000円の追加ですが資金運用のために一時借入金を行った分の利息でございます。消費税につきまして

は額の確定により 489 万 5,000 円の増額となりました。続きまして 10 ページの方です。資本的収入の方です。最初に企業債の方ですが、当初 2,000 万を予定しておりましたが、1,500 万円及びこの後に続きます国保の特別調整交付金を使うということで 500 万円の減額となりました。国庫補助金の方につきましては 715 万円ですが、訪問看護の分それから 3 条から来た分とあと国保の特別調整交付金です。県の補助金につきましては額の確定によるものでございます。11 ページの方をご覧ください。リース債務の支払額ですが前年度の年度末に購入したものについての額の確定ができていなかったものですので、正しい額に修正して 79 万 1,000 円を増額するものでございます。今回コロナの関係でいただきました補助金ですが全部で 7 本ありまして、国、県合わせますけれども非常に似たような名前がありますが、いずれも決められた限度額いっぱいをいただいて、総額は 6,747 万 2,000 円をコロナの方の補助金でいただいております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 7 号、令和 2 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 10、議案第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 8 号、令和 2 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 8 号、令和 2 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第 1 号）を提案するにあたり、提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出

予算の総額にそれぞれ 50 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,635 万円とするものでございます。内訳につきましては、6 ページをご覧ください。歳入では、使用料は告知システム使用料 51 万 3,000 円の減額、手数料は告知システム広告利用など手数料 1 万 6,000 円の減額、7 ページの利子及び配当金は基金利子 4,000 円の増額、8 ページの繰越金は 102 万 5,000 円の増額であります。歳出では、9 ページをご覧ください。一般管理事務は一般会計繰出金 50 万円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 8 号、令和 2 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 11、議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 9 号、令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 9 号、令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,645 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 6,943 万 9,000 円とするものでございます。内容につきましては 6 ページをご覧ください。歳入でございます。6 ページの介護保険料の収納額の確定により、また 7 ページの国庫支出金、8 ページの支払基金交付金、9 ページの県支出金、10 ページの繰入金につきましては、このあと説明申し上げます歳出における介護保険サービス給付費や地域支援事業費

等の1年間の給付実績に基づきまして、第1号被保険者、国、社会保険料診療報酬支払基金、県、町のそれぞれの財源負担割合に応じて予算額を調整するものでございます。6ページをご覧ください。介護保険料につきまして537万6,000円を減額するものでございます。7ページの第1項、国庫負担金について890万2,000円を減額し2項、国庫補助金について1,229万8,000円を増額し、8ページの支払基金交付金について859万7,000円を減額し、9ページの第1項、県負担金について848万9,000円を減額し、3項、県補助金について223万円を減額するものでございます。10ページの町一般会計からの繰入金につきまして1,060万円を減額するものでございます。11ページの諸収入につきまして14万2,000円を減額するものでございます。12ページの財産収入につきまして介護給付準備基金積立金の利子としまして43万4,000円を増額するものでございます。13ページから歳出になります。いずれも事業費の確定に伴う不用減額が主なものでございます。13ページの総務費でございますが、1項、総務管理費につきましては57万1,000円を減額し、2項、徴収費につきまして136万6,000円を減額、14ページの第3項、要介護認定審査会費につきまして214万5,000円を減額するものでございます。16ページの保険給付費につきまして2,204万円の減額で介護保険サービス等諸費が主なものでございます。17ページの地域支援事業につきまして、2項の包括的支援事業・任意事業が446万5,000円の減額で地域包括支援センターの運営費が主なものでございます。19ページの3項、介護予防生活支援サービス事業費につきましては、1,248万9,000円の減額で総合事業の「よつば」、リハビリ教室「あゆみ」、訪問サービスAそれと介護予防ケアプランの作成委託料の減額が主なものでございます。20ページの4項、一般介護予防事業費につきまして225万8,000円を減額するものです。22ページの基金積立金につきまして利子の43万4,000円に加え、1,000万1,000円を介護給付準備基金に積み立てるものでございます。23ページの諸支出につきまして償還金及び還付加算金が21万9,000円を減額し、24ページの予備費が133万9,000円を減額するものでございます。以上、提案内容を申し上げました。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉澤（1番）

21ページ、8039一般介護予防事業費の18、02補助金114万円減額になっています

が、当初に比べてどのような補助金が減額となったのでしょうか。内容を教えてください。

○保健福祉課長

ただいまのご質問でございますが、住民の皆さんが自主的に行う介護予防事業に対する補助金でございますが、昨年度におきましてはコロナの影響によりまして、活動が控えられたものでございます。

○議 長

よろしいですか。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、専決第9号、令和2年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、専決第10号、辰野町税条例及び辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町税条例及び辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。令和3年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令等が、令和3年3月31日に公布されたことに伴い、辰野町税条例の一部を改正したので議会の承認を求めます。令和3年度税制改正の主なポイントは住民税関係は住宅ローン控除の特例期間を延長し、令和4年度末まで入居した方の所得税について、控除しきれなかった残額は個人住民税から引き続き控除すること、資産税関係は令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和3年度課税標準額が令和2年度より増加する土地については課税標準額の据え置きを行うこと、軽自動車税は環境性能

割を新基準で税率の適用を見直し、1%軽減は令和3年12月31日まで取得したものを対象とし、種別割について営業用乗用車は基準を切り替えることと、軽貨物は電気自動車等に限定しそれぞれ軽減を2年延長するものであります。新旧対照表で説明申し上げます。1ページをご覧ください。第24条は個人の住民税の均等割の非課税の範囲等に係る扶養親族の定義を年齢16歳未満の者及び控除対象不納親族に限るとした変更であります。2ページから5ページでございます。第34条の7は独立行政法人等に対する寄付金制度について、寄付金の範囲の見直しを行い寄付金が出資に関する業務に充てられていることが明らかなものは、範囲から除かれることが追加されたものでございます。イからケにつきましてはそれぞれ所得税法に定められた独立行政法人等についてそれぞれ追加したものであります。5ページ中段から6ページをご覧ください。第36条の3の2の第4項について給与所得者の扶養親族申告書の提出の際に経由すべき者が、電磁的方法により記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていれば電子申請できるとした改正でございます。6ページの中段第36条3の3は、公的年金等受給者の扶養親族申告書について扶養親族の従来の表現から改正したものであります。7ページ第36条の3の3の第4項について、公的年金等受給者の扶養親族申告書について申告書の提出の際に経由すべきものが、電磁的方法により記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていれば電子申請できるとした改正です。8ページをご覧ください。第53条の8第1項は、53条の9第3項が追加されたことに伴う改正です。9ページ第53条の9第3項は、退職所得申告書の提出について申告書の提出の際に経由すべき者が電磁的方法により記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていれば電子申請できるとした追加であります。第4項は第3項の適用がある場合の第2項の読み方を定めたものです。10ページ第81条の4第1項は、軽自動車税の環境性能割の税率について、地方税法第451条第5項が追加されたことによる追加する改正です。10ページから11ページの附則第5条は個人住民税の所得割の非課税の範囲について、扶養親族の規定を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に定めた改正でございます。11ページ附則第6条はセルフメディケーション税による特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を令和9年まで延長する改正です。12ページの附則第10条の2第3項は地方税法附則第15条第19項から16項に変わった項ずれによる改正です。12ページから14ページ第10条の2第4項以降第13項までは、法附則第15条第30

項が 27 項へ項ずれにより改正したものです。14 ページ第 14 項は 34 項が 30 項に、15 項は 38 項が 34 項に第 16 項は第 39 項が 35 項にそれぞれ項ずれにより改正したものであります。14 ページ改正前の第 17 項は認定先端設備導入計画に従い、導入した設備に対する特例の条文の削除であります。15 ページの改正後の第 17 項は改正前の 18 項から項ずれし、合わせて附則第 15 条 47 項が 42 項に項ずれによる改正であります。第 18 項は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の、取得固定資産の課税標準の特例について課税標準を 3 分の 1 とする追加であります。15 ページから 16 ページの第 20 項の生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として、同意導入促進基本計画を中小企業等経営強化法第 50 条の第 2 項に規定する同意導入促進基本計画と定めたもの、合わせて家屋及び構築物を特例対象資産と改正したものでございます。16 ページ第 11 条の 2、第 1 項及び第 2 項は類似の利用価値を有する地域の地価が下落した場合、修正基準により修正した価格を課税標準にすることとしたものです。令和元年度または令和 2 年度を令和 4 年度から令和 5 年度まで変更するものであります。17 ページから 18 ページの第 12 条第 1 項は、宅地等に係る固定資産税の特例について、本年度の課税標準額と前年度の課税標準額に本年度の 5 パーセントを加算した額と比較し、どちらか低い方をその年の課税標準とすることとしながら、令和 3 年度は前年度課税標準がどちらか低い方を据え置くとしたものの改正でございます。18 ページ附則第 12 条第 2 項から 21 ページ第 5 項までは、宅地でも商業地等の固定資産税の令和 4 年度から 5 年度について、令和 3 年度の課税標準が令和 4 年度課税標準の 6 割に満たない場合は、令和 4 年の 5 パーセントを令和 3 年度に加算した額とするとした第 2 項、令和 3 年度の課税標準額が令和 4 年度の 2 割に満たない場合は令和 4 年度の 20 パーセントにするとした第 3 項、令和 3 年の課税標準額が令和 4 年度の 60 パーセントから 70 パーセントの場合は令和 3 年度を据え置きにするとした第 4 項、令和 3 年度課税標準が令和 4 年課税標準の 70 パーセントを超える場合は令和 4 年度の 70 パーセントにするとした第 5 項のそれぞれ改正でございます。21 ページの附則第 12 条の 2 は用途変更宅地について、加重平均のみなし課税を適用させない改正を令和 3 年度から 5 年度に延長する改正です。21 ページの下段から 22 ページの附則第 13 条は、農地に係る固定資産税の額の当該年度分と前年度分を比較し、負担水準の区分に応じて調整率を乗じた場合の税額により税額を決定するための所要の改正でございます。22 ページ下段から 24 ページまで附則第 15 条と同第 2 項は、特別土地保有税の

課税の特例に係る改正で評価替えに伴い、対象年度と期限となる最終年月日を変更する改正でございます。24 ページ附則第 15 条の 2 は軽自動車税の環境性能割税率を 1 パーセント軽減する臨時的軽減措置を 9 箇月延長し、令和 3 年 12 月 31 日までに取得したものを対象にする改正であります。25 ページ附則第 15 条の 2 の 2 の第 2 項は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に追加をおこなったものです。25 ページ下段から 26 ページの附則第 16 条は、項番号のずれによる改正です。26 ページの第 16 条第 2 項から 28 ページ第 4 項までは、軽自動車税の種別割について平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの、初回車両番号指定車の種別割に係る特例について満了により条文を削除する改正であります。28 ページ第 6 項から 30 ページ第 7 項までは、軽自動車の種別割について営業用乗用車は基準を切り替えて、軽貨物は電気自動車等に限定し 2 年間特例を延長することとした改正であります。30 ページ第 16 条の 2 は前述の附則の第 16 条が 5 項から 8 項に増えたことによる改正でございます。31 ページ第 25 条の 2 項新型コロナウイルス感染症関連で工事が先送りになったり、入居が遅れたりした方に係る住宅借入金等特別控除の特例について控除期間と入居の最終年の延長を改正したものであります。32 ページは第 2 条の辰野町税条例等の一部を改正する条例、令和 2 年辰野町条例第 13 号についての改正であります。33 ページ下から 4 行目、税条例等税条例第 48 条第 10 項の法人の納税申告の修正で、地方税法第 321 条の 8 第 52 項に項の変更をかけたものを、52 項でなく項ずれで 60 項に改正するものです。34 ページ上から 6 段目納税申告書について第 321 条の 8 第 61 項を 69 項にそれぞれ改正するものであります。35 ページ中段は地方税法等改正により項番号、条番号に変更が生じたものを改正するものでございます。35 ページ下段附則第 4 条 1 項は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う改正でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 10 号、専決処分承認を求めることについて、専決第 10 号、辰野町税条例及び辰野町税条例等の一部を改正する条例

の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 10 号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第 13、議案第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 11 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。令和 3 年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令等が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い辰野町都市計画税条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めます。新旧対照表でご説明申し上げます。1 ページ目でございます。附則第 2 項から 5 項につきまして上位法令である地方税法附則の改正により項番号にずれが生じたため所要の改正でございます。2 ページをご覧ください。附則第 7 項は宅地等に係る都市計画税の特例について本年度の課税標準額と前年度の課税標準額に本年度の 5 パーセントを加算した額とを比較し、どちらか低い方をその年の課税標準額とするとしながら令和 3 年度は前年度課税標準額が低い場合は据え置くとしたことから、令和 3 年度から 5 年度まで引き続き行うことを定めた改正でございます。附則第 8 項では宅地でも商業地等の都市計画税の令和 4 年度から 5 年度について、令和 3 年の課税標準額が令和 4 年度の課税標準額の 6 割に満たない場合は、令和 4 年度の 5 パーセントを令和 3 年度に加算した額とするとした改正でございます。3 ページをご覧ください。附則第 9 項は令和 3 年度の課税標準額が令和 4 年度の 2 割に満たない場合は令和 4 年度の 2 割とするとした改正でございます。附則第 10 項は令和 3 年度から 5 年度まで令和 3 年度の課税標準額が令和 4 年度の 60 パーセントから 70 パーセントの場合は令和 3 年度を据え置きにするとした改正でございます。4 ページをご覧ください。附則第 11 項は令和 3 年度課税標準が令和 4 年度課税標準の 7 割を超える場合には令和 4 年度の 7 割にするとした改正でございます。附則第 12 項は農地に係る都市計画税の負担水準について区分に応じた負担調整率を乗ずることを令和 3 年度から 5 年度まで引き

続き講じていく所要の改正でございます。5 ページをご覧ください。附則第 16 項は地方税法附則の第 15 条の各項について税制改正に伴う項ずれが生じたため所要の改正を行うものでございます。附則第 17 項は地方税法等の一部を改正する法律の用途変更宅地について、加重平均のみなし課税を適用させない改正を令和 3 年度から 5 年度に延長する改正です。以上、提案理由を申し上げましたので、ご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 11 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 12 号、辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。上位法令であります行政不服審査法施行令の一部改正によりまして、審査請求人の押印が不要となりましたことに準じまして、固定資産評価審査委員会への審査申出人等の押印を不要するため条例の一部を改正するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議 場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 12 号、辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議 場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。日程第 15、議案第 13 号、令和 3 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 3 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は町道橋 PCB 塗膜調査業務委託、消防施設等に対する補助金、南小学校ネットワーク関連工事等を追加するものであります。補正総額は 1,635 万 1,000 円の追加で予算総額は 87 億 7,015 万 8,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては県支出金、繰越金及び諸収入の追加であります。歳出につきましては総務費で地域おこし協力隊の強化を目的に制度化された協力隊インターン及び町の関係人口の創出拡大を図る地域おこし協力隊に係る経費の追加です。衛生費では精神保健事業心の交流会デイケアに携わる作業療法士の委託、市町村自治振興組合負担金の追加です。農林水産業費では荒神山たつの海への送水ポンプ点検委託、ペレットストーブ購入要望による信州産ペレット消費拡大事業補助金、今後の森林整備方針検討のための森林経営管理制度実施方針検討委員報酬の追加です。土木費では昭和 40 年代に使用された橋梁等の塗料に有害物質が含まれていた可能性があるため、含有の有無を調査する委託の追加であります。消防費では退職消防団員報償、市町村振興協会交付金確定により消防団へ配備する防火衣防火帽の購入、第 6 分団屯所改装及び下辰野火の見櫓撤去費用へ交付する消防施設等に対する補助金の追加であります。教育費では南小学校の光ケーブルや電話等のネットワーク関連工事及び会計年度任用職員費用弁償の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。

日程第 16、議案第 14 号、令和 3 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 14 号、令和 3 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。資本的収入及び支出の補正で、支出の第 1 款、上水道事業資本的支出 190 万円を追加して、2 億 4,835 万円とし、内訳は建設改良費で 190 万円追加し 1 億 470 万円としました。支出の第 2 款、簡易水道事業資本的支出で 138 万円を追加し、1,418 万 8,000 円とし、内訳は建設改良費で 138 万円を追加し 539 万円としました。3 ページをご覧ください。支出です。上水道事業資本的支出の 27、工事請負費 190 万円を追加しました。平出地区の造成工事に伴う設計が完成しまして不足する配水管工事 190 万円を追加するものでございます。簡易水道事業資本的支出の 27、工事請負費 138 万円を追加しました。上野浄水場原水取水ポンプの故障が発生しまして、改良更新工事が必要となりポンプ改良更新工事 138 万円を追加するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議 場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 14 号、令和 3 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議 場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。日程第 17、議案第 15 号、令和 2 年度公園施設長寿命化対策工事（町民体育館）請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 15 号、令和 2 年度公園施設長寿命化対策工事（町民体育館）請負契約の変更について、変更内容を申し上げます。令和 2 年 11 月 18 日に締結しました令和 2 年

度公園施設長寿命化対策工事（町民体育館）請負契約について変更が生じたため議会の議決を求めるものでございます。契約金額について5,940万円を1,911万8,000円増額し7,851万8,000円に変更するものでございます。契約の理由、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。以上、変更内容を申し上げました。工事内容につきましては、建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

工事内容について説明を申し上げます。辰野町民体育館は昭和50年に設置され約46年が経過し、雨漏りへの対策や外壁の補修の工事が必要となり工事を発注しております。屋根工事について当初は現況の屋根の塗膜防水工事を予定していましたが、実施にあたり詳細に調査したところ屋根材そのものの劣化が激しく、また軒のおさまりの箇所から漏水の危険性が確認されました。そのため現況の屋根に新しい屋根をかぶせるカバー工法に変更しました。また南側外壁について当初は塗膜の損傷が激しい外階段のみを予定していましたが、実施にあたり窓まわりのクラック部分から雨水浸透が確認されましたため、改修面積を588平米増工して施工するものが主な変更内容となります。工事内容は、以上のとおりです。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○池 田（7番）

今回のこの工事、非常に大きな金額の請負契約の変更となっているのですが、当初スタートするときには先ほど詳細の見たら増えるようになったということなんですけれども、工事途中のこういう仕様変更についてはどのような進め方を基本的にされてるのか伺います。

○建設水道課長

土木一般の工事もそうでございますが、現況を調査した中でですね変更箇所があった場合発注者から設計者から事業者の三者の方で協議を行いまして、必要なものは変更してくって手続きを取って対応しております。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○池 田（7番）

はい。じゃあすいません、もう1点。この工事によって何年寿命が延びるというふうに計算されていますか。

○建設水道課長

塗膜の防水工事につきましては、5年から10年を目標にしておりましたが、今回その上に鋼材、カバーラフで屋根を新しく行いますので、屋根の期間の何年もつかっているものではちょっとお調べしてませんが、雨漏りの塗膜のよりは長期間もつということなのでこの工法に変えております。以上です。

○議長

ほかありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第15号、令和2年度公園施設長寿命化対策工事(町民体育館)請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。日程第18、議案第16号、債権の放棄についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第16号、債権の放棄について提案理由を申し上げます。上水道料金の債権の放棄につきましては地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、1債権の名称、上水道料金です。2債権金額が合計で51万5,650円、債権の放棄件数が合計で23件、3放棄の理由ですが別紙のとおり債権者の死亡または居住が不明になったものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第16号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっています議案第 16 号は総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 19、議案第 17 号、監査委員の選任についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 17 号、監査委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。地方自治法第 196 条の規定により識見を有するものから選任した監査委員の三澤基孝氏の任期が令和 3 年 6 月 19 日をもって満了となることから、後任に中村文昭氏を選任したいので議会の同意を求めるものであります。中村文昭氏は略歴書のとおり長年税理士業務に携わり人格高潔で財務管理及び経営管理その他行政運営にも精通されており、監査委員として適任と認め選任いたしたく提案するものであります。ご審議上、原案同意くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 17 号、監査委員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は原案のとおり同意することに決しました。日程第 20、議案第 18 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 18 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由をご説

明申し上げます。固定資産評価審査委員会が固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に関する不服を審査する第三者機関で、地方税法の定めるところにより委員は各市町村に3名以上置くことになっています。平成21年6月20日から同委員を務めていただいております高木清房委員の任期が令和3年6月19日をもって満了となることから、後任に一ノ瀬昭彦氏を選任したいとするものであります。一ノ瀬氏は略歴書にあるとおり長年県内の金融機関に勤務され各支店長等を歴任されるなど固定資産の評価について精通されており、委員として適任と認め選任いたしたく提案するものであります。ご審議の上、原案同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第18号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり同意することに決しました。日程第21、地方自治法施行令第146条第2項、及び地方自治法第243条の3第2項の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。

報告第1号、令和2年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第2号、令和2年度辰野町下水道事業会計予算繰越計算書、報告第3号、令和2年度辰野町土地開発公社事業決算及び令和3年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について。以上、3件について順次報告を求めます。最初に報告第1号の報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第1号、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告します。2款1項の庁舎管理事務は役場庁舎議場ロビー付近屋上防水修繕工事。4款1項の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業はワクチン接種予約システム委託料、職員手当等、医療用冷蔵庫等の備品をはじめとするワクチン接種関連費用でございます。6款1項の農業基盤整備促進事業は、

今村、小野下村地区の測量設計委託及び農道舗装工事。6款1項の地域農業基盤確立農業構造改善事業は、かやぶきの館配水池流量計更新工事。8款2項の社会資本整備総合交付金事業は、宮木下町地区町道1076号線及び1096号線の道路改良工事、上島地区町道14号線の設計委託、舗装修繕工事。8款2項の道路メンテナンス事業は篤原橋の橋梁補修工事。8款4項の都市計画総務事務は荒神山公園の町民体育館に係る公園施設長寿命化対策工事設計監理業務委託料及び工事。10款1項の学校施設環境改善交付金事業は辰野南小学校長寿命化改修工事監理業務委託及び工事、辰野中学校天井材落下防止工事、ほか関連事業に係るものでございます。10款2項の西小学校管理事務、以下各小学校管理事務及び、10款3項の辰野中学校管理事務は新型コロナウイルス感染症対策としての消耗品費、トイレ清掃業務委託料、加湿空気清浄機などの備品購入に係るものでございます。11款1項の現年災町単農地災害復旧事業は、伝兵衛地区の農業用施設等測量設計委託及び復旧工事、下飯沼沢地区の町単仮設工事ほか。11款1項の現年災農業施設災害復旧事業は、伝兵衛地区の農業用施設等設計業委託及び復旧工事、下飯沼沢及び門前地区の頭首工復旧工事。11款1項の現年災林道施設災害復旧事業は林道西部線測量設計業務委託及び復旧工事、これらすべての事業費につきまして令和3年度へ繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。各事業の補助金の確定時期、または適正工事期間の関係等により、年度内に完了困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で8億9,195万6,000円です。以上、報告いたします。

○議長

建設水道課長、報告第2号の報告を求めます。

○建設水道課長

報告第2号、地方公営企業法第26条第3項の規定により令和2年度辰野町下水道事業会計建設改良費予算繰越計算書を報告します。1款1項の辰野中継ポンプ・平出中継ポンプ場耐震診断業務委託料の事業費につきましては、令和3年度へ繰越手続きを行い事業を実施いたします。補助金の確定時期または適正委託の期間の関係等により、年度内に完了が困難なため翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で3,440万円です。以上、報告いたします。

○議長

次に報告第3号について報告を求めます。

○事業者緊急支援担当課長

それでは令和2年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和3年度辰野町土地開発公社事業計画書について、ご報告いたします。はじめに令和2年度辰野町土地開発公社事業報告書から説明させていただきます。1ページをご覧ください。概要を申し上げます。令和2年度の事業につきましては、経営健全化計画に基づきまして、中央地区と宮木地区の2地区、合計2,645平米を町からの繰出金により処分し簿価の縮減を図りました。合わせまして造成地区の売却として、新町後山地区1,000平米を売却処分いたしました。理事会につきましては、2回の理事会におきまして全議案、承認及び可決をいただいております。次に、令和2年度辰野町土地開発公社事業会計決算書でございます。1ページをご覧ください。最初に収益的収入及び支出でございますが、収入では、町からは土地開発公社の経営健全化のために、4,000万円の予算をいただき先ほどの2地区、合計2,645平米を町へ売却し、そのほか工場用地の売却やその他用地の貸付け等の附帯等事業収益を合わせまして、事業収益で5,902万8,533円事業外収益として104万5,279円合計で6,043万3,812円となり、支出では事業原価で5,300万円、販売費及び一般管理費が18万5,125円、事業外費用でございます140万4,899円、合計5,459万24円、純利益は584万3,788円でございます。こちらの純利益につきましては、4ページの損益計算書の最下段にあります当期純利益と一致してまいります。続きまして2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は、短期借入金の5億3,983万円です。資本的支出は、短期借入金の償還金で5億9,333万円でした。資本的収入額が資本的支出額に不足する5,350万円につきましては、損益勘定留保資金で補填をいたしました。続きまして3ページをご覧ください。財産目録でございます。資産は、現金預金4,661万980円、未収金6万円。完成土地等2億3,771万4,934円、資産合計2億8,438万5,914円、負債につきましては短期借入金のみ2億5,803万円、負債合計は同額の2億5,803万円であります。この二者の差引純利益としまして2,635万5,914円になっております。続きまして、5ページをお開きください。貸借対照表でございます。資産の部で、流動資産合計が、2億8,438万5,914円で資産の部合計も同額であります。続きまして負債の部ですが短期借入金は2億5,803万円、流動負債合計及び負債の部合計も同額になります。続きまして資本の部です。基本財産300万円、前期繰越準備金1,751万2,126円、当期純利益584万3,788円を計上しまして、資本の部合計は、2,635万5,914円

です。負債・資本の部合計は、2億8,438万5,914円となりました。6ページにつきましては、キャッシュ・フロー計算書、7・8ページにつきましては、収益的収支及び資本的収支の明細書です。説明につきましては省略させていただきます。続きまして、令和3年度の辰野町土地開発公社の事業計画書でございます。1ページをご覧ください。基本計画といたしまして、公有地の処分事業はございませんが、賃貸による貸付等継続事業として3地区を計画執行してまいります。土地造成事業につきましては、処分事業予定面積として3地区、合計792平米の分譲を予定し、継続事業と合わせまして7地区の分譲及び造成売却計画を実施してまいります。次に、令和3年度土地開発公社事業会計予算書でございます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出は、ともに1,694万7,000円でございます。2ページをご覧ください。資本的収入及び支出は、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額が2,830万円となりまして、損益勘定留保資金で補填するものでございます。この内訳につきましては、資本的収入が短期借入金5億円、資本的支出は5億2,830万円でございます。3ページ以降は、予算の実施計画内容を添付させていただきました。ご覧をいただきたいと思っております。以上、辰野町土地開発公社令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画について報告させていただきました。

○議長

ただ今、3件について報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第22、請願・陳情等についてを議題といたします。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議長

以上、第5号、第6号、第8号は、総務産業常任委員会へ付託、第7号は福祉教育常任委員会へ付託することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって文書表のとおり各常任委員会へ付託することに決しました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労様でした。

1 1. 散会の時期

5月31日 午後 12時 01分 散会